

第十三回日本外来小児科学会年次集会  
予防接種広域化 WS 資料

「石川県内予防接種の広域化に関するアンケート結果から」

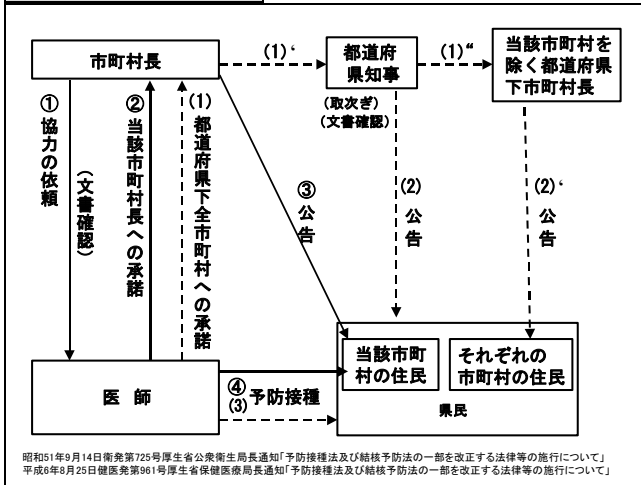
日時：平成15年8月30日（土）

場所：仙台江陽グランドホテル

石川県小児科医会 石川はしかゼロ作戦委員会実行委員

渡部 礼二 （わたなべ小児科医院）

# 予防接種体制



★  
**域外接種**

前準備(請求書、依頼書等):  
必要:22 不要:18 不可:1  
(決済、契約)が必要な市町村もあり。

[昭和51年、平成8年の通知]

→既に法的整備はなされ、  
石川県では承諾、確認、  
公告等は既になされているが・・・

→実際は実行されていない  
市町村が多い！

# 個別接種と集団接種



## 接種形態

	能登地区 19 能登中部、能登北部	加賀地区 22 金沢、石川中央、南加賀	計
麻疹	集団:0、個別:19	集団:0、個別:20、?:2	集団:0、個別:39、?:2
風疹	集団:3、個別:16 (内個可:1)	集団:2、個別:18、?:2	集団:5、個別:34、?:2
ポリオ	集団:19、個別:0	集団:20、個別:0、?:2	集団:39、個別:0、?:2
DPT I 期初回	集団:8、個別:10、?:1 (内個可:1)	集団:4、個別:16、?:2	集団:12、個別:26、?:3
DPT I 期追加	集団:8、個別:10、?:1 (内個可:1)	集団:4、個別:16、?:2	集団:12、個別:26、?:3
DPT II 期	集団:16、個別:3 (内個可:1)	集団:9、個別:10、?:3	集団:25、個別:13、?:3
日本脳炎 I 期初回	集団:14、個別:5 (内個可:1)	集団:7、個別:13、?:2	集団:21、個別:18、?:2
日本脳炎 I 期追加	集団:14、個別:5 (内個可:1)	集団:8、個別:12、?:2	集団:22、個別:17、?:2
日本脳炎 II 期	集団:16、個別:3 (内個可:1)	集団:10、個別:10、?:2	集団:26、個別:13、?:2
日本脳炎 III 期	集団:16、個別:3 (内個可:1)	集団:10、個別:10、?:2	集団:26、個別:13、?:2

集団接種の場合は広域化が必要

## 麻疹

### 接種開始年齢— 1 歳—

#### ★麻疹(1才時)

12+2(?) の市町村で  
1才の誕生日には接種できない

#### 接種

接種時期 年間、2箇月:3、4箇月:1、6箇月:1、9箇月:2、  
通年:33、不明:1

対象年齢 開始 12か月:38、13か月:1、不明:2

#### 接種券

発行時期 1才未満:30、1才以上:9、不明:2

→12+ $\alpha$  の市町村で接種  
月限定、接種開始月齢、  
接種券発送月齢の為  
1歳で接種を受ける事  
が出来ない。

### 就学時健診時

#### ★麻疹(就学時健診)

#### 就学時健診

10 + 2(?) の市町村で  
ワクチンの未接種者を指摘されても、  
そのまますんなり接種できない。

(接種券の更新等の手続きが必要)

就学時健診を10月として

接種月指定:4

対象年齢外:7+2(?)

医療機関の受け入れは?

計 : 10 + 2(?) / 41市町村で更新手続きが必要。

→10+ $\alpha$  / 41 の市町  
村で接種する為に  
手続きが必要

### 7歳半の駆け込み接種

#### ★麻疹(7歳半)

7歳半間近での接種  
13 + 3(?) の市町村で接種する為に  
更新や手続きをとらねばならない

対象年齢 終了:18か月まで:1、24か月まで:2、36か月まで:1、

就学まで:1、不明:7

90か月まで:29

年齢指定 : 5 + 6(?)

月指定 : 7 + 1(?)

計 : 13 + 3(?) / 41

←13+ $\alpha$  / 41 の市町村  
で接種する為に手続  
きが必要

## 7歳半直前でも接種できるか



麻疹	勸奨	未接種者への個別通知	はい:24,いいえ:17	
		各健診時での個別接種勸奨	はい:21,いいえ:20	
		就学時健診での個別接種奨	はい:2,いいえ:39	はい:鶴来、宇ノ気

[健診、就学時健診等での指摘と勸奨]



耳たこ戦術で!

## 予防接種一般

健診、就学時健診、7歳半直前での予防接種に対応する為に

接種時期が限定されている個別接種や集団接種では  
接種出来なかった場合の為に救済体制(広域化等)が必要!

## 風疹ワクチン 生後12か月以上～90か月未満 (標準12～36か月)

### ★風疹

接種方法 集団:5(内個別可:1)、個別:36

接種時期 年間 1箇月:2、2箇月:4、3箇月:1、6箇月:1、7箇月:1、9箇月:2、  
通年:28、不明:2

接種対象 開始(以上) 12か月:25、13か月:2、14か月:1、  
18か月:3、19か月:3、24か月:5、不明:2

終了(未満) 18か月:1、24か月:1、25か月:1、  
36か月:1、48か月:1、就学:1、90か月:29、不明:6

就学時健診(10月)での接種(受け入れ体制を考慮しないで)

不可:0、?:3、可:38、  
[?を含む非接種状況の市町村:10]

7才半直前での接種(受け入れ体制を考慮しないで)

不可:1、?:7、可:33、  
[?を含む非接種状況の市町村:18]

→就学時健診時、7歳半直前に  
接種できるような体制に

## ポリオワクチン 生後3か月以上～90か月未満 6週の間隔をあげ2回 (標準3～18か月)

### ★ポリオ

接種方法 集団:41、個別:0

接種時期 2箇月:20、4箇月:13、5箇月:3、6箇月:1、  
10箇月:1、12箇月:1、不明:2

接種対象 開始(以上) 3か月:30、4か月:1、5か月:2、6か月:2、  
7か月:2、10か月:1、不明:3

終了(未満) 12か月:1、18か月:2、24か月:1、就学:1、  
90か月:31、不明:5

就学時健診(10月)での接種(個別接種(-)として)

不可:2、?:6、可:33 --10月に集団接種が多いため  
[?を含む非接種状況の市町村:12]

就学時健診(11月としたら)での接種(個別接種(-)として)

不可:32、?:1、可:8  
[?を含む非接種状況の市町村:33]

7才半直前での接種(個別接種(-)として)

不可:37、?:3、可:1 ⇒?  
[?を含む非接種状況の市町村:40]

↓  
総て集団接種だがそれを逃した場合の方策は??

**DPT** I期:3ヶ月以上～90ヶ月未満

初回:標準3～12ヶ月 3～8週間隔で3回

追加:標準 初回終了後12～18ヶ月 初回終了後6ヶ月以上の間隔

II期:11～12才 標準 小学校6年生



**DPT I 期初回**

接種方法 集団:12(内個別可:1)、個別:28、不明:1

接種時期 年間 1箇月:1、3箇月:2、4箇月:1、5箇月:2、6箇月:1、7箇月:3、  
通年:30、不明:1

接種対象 開始(以上) 3か月:23、4か月:2、5か月:3、6か月:7、12か月:2、  
13か月:1、17か月:1、不明:4

終了(未満) 12か月:2、29か月:1、36か月:1、就学:1、  
90か月:29、?:7

←接種開始月齢に注意



**DPT I 期追加**

接種方法 集団:12(内個別可:1)、個別:28、不明:1

接種時期 年間 1箇月:3、4箇月:2、5箇月:1、6箇月:1、7箇月:3、  
通年:30、不明:1

接種対象 終了(未満) 18か月:2、41か月:1、48か月:1、  
就学:1、90か月:30、不明:6

就学時健診(10月)での接種(受け入れ体制を考慮しないで)  
不可:0、不明:5、可:36、  
[不明を含む非接種状況の市町村:11]

7才半直前での接種(受け入れ体制を考慮しないで)  
不可:0、不明:10、可:31、  
[不明を含む非接種状況の市町村:15]

←就学時健診時、7才半直前での  
接種体制に注意



**DT II 期**

接種方法 集団:25(内個別可:1)、個別:15、不明:1

接種時期 年間 1箇月:13、2箇月:10、3箇月:3、5箇月:1、6箇月:1、  
7箇月:1、8箇月:1、  
通年:9、不明:2

接種対象 小6:27、小6以上～13才未満:11、不明:3

13才直前での接種: 不可:1、不明:27、可:13、  
[不明を含む非接種状況の市町村:36]

←中学入学後および13才直前での  
接種体制に注意

## 日本脳炎ワクチン

I期：6ヶ月以上～90ヶ月未満

初回：標準3才 1～4週間隔で2回

追加：初回終了後1年の間隔 標準4才

II期：9～12才 標準小学校4年生

III期：14～15才 標準中学校2年生（14才以上）



### 日本脳炎 I 期初回

接種方法 集団:21(内個別可:1)、個別:20

接種時期 年間 1箇月:2、2箇月:10、3箇月:10、4箇月:6、5箇月:1、  
通年:10、不明:2

接種対象 開始(以上) 3か月?:1、2才:1、3才:34、3才4か月:1、4才:2、不明:2  
終了(未満) 48か月:2、就学:1、小2:1、90か月:28、不明:9



### 日本脳炎 I 期追加

接種方法 集団:22(内個別可:1)、個別:19

接種時期 年間 1箇月:2、2箇月:10、3箇月:11、4箇月:4、5箇月:1、  
通年:11、不明:2

接種対象 終了(未満) 5才:2、就学:1、小2:1、90か月:29、不明:8

就学時健診(10月)での接種

不可:2、不明:16、可:23

[不明を含む非接種状況の市町村:30]

7才半直前での接種:不可:2、不明:16、可:23

[不明を含む非接種状況の市町村:30]

←就学時健診時、7才半直前での

←中学入学後および13才直前での  
接種体制に注意



### 日本脳炎 II 期

接種方法 集団:26(内個別可:1)、個別:15

接種時期 年間 1箇月:9、2箇月:11、3箇月:8、4箇月:1、5箇月:2、8箇月:1、10箇月:1、  
通年:7、不明?:1

接種対象 小4:25、小4&5:1、小4、5&6:1、小4～<13才:12、不明:2

13才前で接種(受け入れ体制を考慮しないで)

不可:3、不明:18、可:20

[不明を含む非接種状況の市町村:36]



### 日本脳炎Ⅲ期

接種方法 集団:26(内個別可:1)、個別:15

接種時期 年間 1箇月:10、2箇月:11、3箇月:8、4箇月:1、5箇月:1、6箇月:1、10箇月:1、  
通年:6、?:2

接種対象 中2:2、中2&中3:1、14才~15才:2、中3:27、中3~15才:8、不明:1

16才前での接種 (受け入れ体制を考慮しないで)

不可:4、不明:17、可:20

[?を含む非接種状況の市町村:35]

→13才直前で体制に注意

## 予防接種体制への御願い

- 1 : 予防接種は定められた年齢では何時でも接種できるように  
麻疹は1才になったら接種できる体制を
- 2 : 予防接種は定められた通りに何処でも接種できるように
- 3 : 未接種児の掘り起こしと接種勧奨を

集団接種 ⇒ 個別接種

期間限定接種 ⇒ 通年接種

予防接種の広域化 (特に集団接種や期間限定接種の場合)

石川はしかゼロ作戦委員会



予防接種法施行令第四条の規定による予防接種を行う医師の公告に関する事務処理について

- 1 市町村長が実施する予防接種に関する協力が一市町村長のみならず県下全市町村長に対してなされる場合
  - (1) 県下全市町村長の行う予防接種に協力する旨を承諾する医師が得られる場合には（別紙様式第3号）、当該医師の予防接種を行う主たる場所の市町村長がその旨を申し受け、承諾した医師の代理人として管轄保健所長を通じて知事へ申し出ること。その際、医師と当該市町村長との間に締結された契約内容がわかるものを添付すること。
  - (2) 知事は(1)により提出された医師に関して管下全市町村に取り次ぐ。
- 2 県下全市町村との協力関係を結んだ医師が予防接種を行う場所及び医師の氏名を 変更する場合  
新たに予防接種を行う主たる場所の市町村長が管轄保健所長を通じて知事へ速やかに申し出ること（別紙様式1）。  
この場合、新たに県下全市町村長との協力関係を結ぶ必要はないこと。
- 3 県下全市町村長との協力関係を結んだ医師が県下で予防接種を行わなくなった場合（医師が県外へ転出、死亡等）  
当該医師が予防接種を行っていた場所の市町村長がその旨を管轄保健所長を通じて知事へ速やかに申し出ること（別紙様式2）。
- 4 公告  
知事は次の場合には医師名及び予防接種を行う主たる場所を公告する。
  - (1) 市町村長が行う予防接種について県下全市町村長との協力関係を文書で確認した場合
  - (2) 県下全市町村との協力関係を結んだ医師が予防接種を行う場所を変更する場合
  - (3) 県下全市町村との協力関係を結んだ医師が承諾を撤回した場合
- 5 市町村での確認事項等
  - (1) 県下全市町村長の行う予防接種に協力する旨を承諾する医師が得られる場合には、既に県下全市町村との間で協力関係を結んでいるかを確認した上で事務処理を行うこと。  
既に県下全市町村との間で協力関係を結んでいる場合は2により事務処理を行うこと。
  - (2) 県下全市町村との協力関係を結んだ医師が予防接種を行う場所を変更する場合及び承諾を撤回する場合は速やかに把握するよう努めること。
  - (3) 公告については知事が一括して行うが市町村においてさらに公告を行う等住民に周知を図ること。

附則

この要領は平成13年11月7日より適用する。

様式 1、2 略

様式第 3 号

〇〇市町村長を除く石川県下の全市町村長との  
間の契約締結の委任に関する件（委任承諾書）

市町村長 殿

私は上記のものに対して次の事項を委任いたします。

〇〇市町村長を除く石川県下の全市町村長に対して、予防接種法第 3 条（一類疾病、二類疾病）に基づく疾病のうち、当該各市町村長が対象とする疾病の個別予防接種に協力することを承諾する件。

その承諾の内容は、私と〇〇市町村長との間に締結された契約内容を条件とする。

ただし、個別予防接種の対象疾病及び接種に要する費用は、被接種者の住所地の市町村長が定めた条件に同意する。

年 月 日

住 所

医師氏名

印

## 小児科医会総会(2002/11)で報告した総括

### アンケートからの問題点とコメント

1、予防接種法的大幅改正から8年を経たにもかかわらず、旧態依然の集団接種が主な制度の市町村が多々見られます。ポリオ以外はアンプルの単位は総て個別接種用(一人用)になっている状況であります。地域事情があるとは思いますが個別接種への移行或は併用も御考慮願います。

2、ほとんどの接種医はその市町村と契約を結ぶと同時に、県の仲介で県内全市町村との定期予防接種の契約を締結しています。にもかかわらず、在住市町村外で接種を受ける場合、それとは別に接種医と市町村との契約を必要としたり、接種希望者が前もって在住市町村から請求書や依頼状を貰ってこなければならぬ市町村が相当あります。何の為に県を仲介して契約を結び公告されているのでしょうか。予防接種の広域化とは「依頼書なしの相互乗り入れ」であります。前もっての手続き(依頼書、請求書等)なしで県内のどの市町村でも予防接種が受けられる環境作りが望まれます。

3、昨年来、日本医師会、日本小児科医会が「1才になったらすぐ「はしか」の予防注射を」(文尾参照、各医療機関、保育所等に掲示)と麻疹撲滅運動をしているにもかかわらず、接種期間を限定している市町村もあります。1才になった段階では接種できない可能性のある市町村が多数(17/39)あります。麻疹予防接種は1歳の誕生から何時でも何処でも受けられる環境作りが必要と考えます。

4、麻疹以外の予防接種についても問題点がいくつかありました。例えば、百日咳のように乳児期に重症化しやすい疾患の予防接種を一歳以降で開始しているなどです。すべての予防接種は法に定める標準的接種年齢(例:百ジ破三混は3ヶ月より1歳)で接種できる事が望まれます。

5、集団接種や個別接種の指定期間中に接種できなかった未接種者に、法定接種年齢内中では接種出来るような救済体制(限定的な個別接種?)が望まれます。

6、未予防接種者の掘り起こしに尽力され、個別に連絡されている市町村もあり心強く感じました。一方、予防接種会場、健診会場ではもちろんですが、保育園入園時や就学時健診時にはほとんどの市町村では予防接種の確認と勧奨がなされておられません。伝染病の集団発生は保育園、幼稚園、学校でおこります。予防接種の確認と勧奨をもっと押し勧めて頂きたいと願ってやみません。